

## 岡崎市児童育成センター育成料（放課後児童育成料） 口座振替申込確認事項

- 1 すでに口座振替の登録をされている場合は、この手続きは不要です。
- 2 お子さま1人につき1回の登録が必要ですが、振替口座は一世帯1つの登録とさせていただきます。（兄弟姉妹は同じ口座を登録してください。）
- 3 兄弟姉妹で異なる口座を登録された場合は、既登録口座を兄弟姉妹の振替口座とさせていただきます。
- 4 口座振替を利用した納付では、領収証書は発行されません。通帳に記帳していただき、振替結果をご確認ください。
- 5 事務手続きが完了するまでは、納付書を送付させていただきますので、金融機関等で納付してください。
- 6 振替日は、毎月末日（12月分については翌年1月4日）となります。ただし、振替日が土日、祝日にあたるときはその翌日になります。
- 7 振替ができなかった場合、再振替はできません。後日送付する督促状で納付してください。
- 8 金融機関、支店、口座名義人を変更する場合は、新たにお申込みください。
- 9 一度申込まれた口座振替登録は、翌年度も引き続き児童育成センターを利用する場合、継続して利用できます。
- 10 過誤納還付金が発生した場合は、別に指定のない限り振替された口座に振込みます。